

附属書七（第九章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

第一部 日本国の特定の約束

A 第百十七条の規定に基づく特定の約束

日本国は、この部の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるタイの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するタイの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 企業内転勤者

1 タイの自然人（日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する公私の機関又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されているものに限る。）であつて、当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任するものについては、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合には、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として公私の機関を管理する活動
- (c) 公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入

国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈 この附属書の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1 (d)及び(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育(学士)若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節 投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するタイの自然人については、一年間又は三年間(この期間は、更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動

(b) 日本国の者以外の者であつて日本国における事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動

(c) 日本国における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

注釈 この節に規定する「事業」には、水等を利用した健康及び保養のための施設において提供される施術等を含むタイ様式のサービス（以下この附属書において「タイ・スパ・サービス」という。）を含める。

第四節 自由職業サービスに従事するタイの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するタイの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、

当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有すること

を条件とする。

- (c) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
- (f) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節

日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する

タイの自然人

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するタイの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入

国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c) タイ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの。ただし、当該活動に従事する自然人が次の要件を満たすことを条件とする。

(i) タイ料理人として五年以上の実務経験を有していること（タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。）。

(ii) 初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得していること。

(iii) 日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたことがあること。

注釈 1 この(c)の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するタイ国内のすべての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であつて、タイ情報技術通信省国家統計局が公表する労働力調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

注釈 2 注釈 1 に規定する「平均賃金額」であつて二千年の各四半期におけるものを、参考のため、次に掲げる。

第一四半期 六千七百五十四・三バーツ

第二四半期 六千八百十七・九バーツ

第三四半期 七千十四・七バーツ

第四四半期 七千七十三・七バーツ

2 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事する

ことができない活動をいう。

第六節 指導員

タイの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「教育」の在留資格に基づく次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) タイの古典又は伝統的な舞踊を指導する活動
- (b) タイ音楽を指導する活動
- (c) タイ料理を指導する活動
- (d) タイ式ボクシングを指導する活動
- (e) タイ語を指導する活動
- (f) タイ・スパ・サービスを指導する活動

B 第百十八条の規定に基づく特定の約束

出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格

に基づく入国及び一時的な滞在の許可に関する教育上の要件を満たす上で、タイの大学を卒業したことを日本国の大学を卒業したことと同等のものとする。ただし、日本国の当局が日本国の法律に従って評価することを条件とする。

C 第二百二十一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第二百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において、

(a) この協定の効力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、タイの介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてタイと交渉を開始する。

(b) この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、タイ・スパ・サービスのうち施術等のサービスを提供する者（タイ・スパ・セラピスト）の日本国による受入れの可能性についてタイと交渉を開始する。

第二部 タイの特定の約束

A 第一百七十七条の規定に基づく特定の約束

タイは、この部の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、入

国前に適当な査証を取得することを要求することができる。

第一節から第六節までの規定は、別段の定めがない限り、外国人が従事することを禁じられる職業に関する勅令（千九百七十九年（仏暦二千五百二十二年））に規定する三十九の職業を除くほか、すべての分野及び活動について適用する。

第一節 短期の商用訪問者

タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点又は自然人の存在を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、日本国の自然人（非移民査証を所持する者に限る。）がタイにおいて業務上の拠点を設けるために入国し、及び商用の会合又は業務連絡への参加、物品又はサービスの販売又は購入のための契約の締結、商用施設の訪問その他これらに類似する活動を目的としてタイに滞在する意図を有する場合において、これらの活動が一般公衆に対する直接の販売又はサービスの提供に関連しないときは、当該日本国の自然人については、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可され、並びに申請がある場合には就労許可が付与される。ただし、外国人就労法（千九百七十八年（仏暦二千五百二

十一年)) に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法 (千九百七十九年 (仏曆二千五百二十二年)) に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

第二節 企業内転勤者

1 タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野 (業務上の拠点を通ずる態様による提供に限る。) 及びすべての製造業の分野に関し、日本国の法人の経営者若しくは役員に相当する地位にある被用者又は日本国の法人の専門家である日本国の自然人であつて、タイにおける業務上の拠点を通じてサービスを提供するため一時的に転任するものについては、当初の期間として到着の日から一年を超えない期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、次のことを条件とする。

(a) 当該自然人が、入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、タイ国外にある当該法人によつて雇用されていること。

(b) 当該自然人が非移民査証を所持していること。

(c) 出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていること。

2 1に規定する一時的な滞在は、三回を限度として更新することができる。ただし、それぞれの更新の期

間は、一年を超えないものとする。

3 1に規定する自然人については、申請がある場合には、当初の期間として一年間（この期間は、現在の雇用者との雇用関係を確認すること及びタイの関係法令（すなわち、外国人就労法その他の労働関係法令）に従うことを条件として、合計四年を超えない期間毎年更新することができる。）、就労許可が付与される。

4 1に規定する法人の支店又は関連機関は、外国人一人につき三百万バーツ以上に相当する外国通貨をタイに持ち込まなければならぬ。外国人の総数は、一の支店又は関連機関につき十人を限度とする。

注釈(a) 「経営者」とは、ある団体に属する自然人であつて

(i) 当該団体又はその一部門若しくは部局を主として管理し、他の監督者、専門家又は管理者である被用者の活動を監督し、及び管理し、雇用及び解雇、雇用及び解雇の勧告その他人事に関する行為（例えば、昇進、休暇許可）を行う権限を有し、並びに日々の業務について裁量的な権限を行使するものをいう。

(ii) 専門家を監督の対象とする場合を除くほか、現場の監督者を含まず、また、主としてサービス

の提供に必要な業務を行う被用者を含まない。

注釈(b) 「役員」とは、ある団体に属する自然人であつて、主として当該団体の運営を管理し、当該団体の目標及び方針を定め、意思決定において幅広い裁量を行使し、並びにより上級の役員、役員会又は事業の株主から一般的な監督又は管理のみを受けるものをいう。役員は、サービスの実際の提供に関する業務は直接行わない。

注釈(c) 「専門家」とは、ある団体に属する自然人であつて、高度の水準にある一連の専門技術的な知識を有し、かつ、当該団体の事業、研究設備、技術又は経営に関する専属的な知識を有するものをいう。

第三節 投資家

1 タイが第七十七条の規定に基づき特定の約束を行った分野（業務上の拠点を通ずる態様による提供に限る。）及びすべての製造業の分野に関し、次のいずれかの者については、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、次のいずれかの者が、非移民査証を所持すること、投資活動を行うことを目

的としてタイに滞在する意図を有すること及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a) タイの区域（第七十三条(b)又は第九十一条(a)に規定するものをいう。以下この節において同じ。）において投資を行っており、又は既に行った日本国の自然人

(b) タイの区域において投資を行っており、又は既に行った日本国の法人の代表者又は被用者である日本国の自然人（次の(i)から(iii)までに規定する者を除く。）

(i) 第三国の法人の支店であつて日本国の区域内に所在するものの代表者又は被用者

(ii) すべての製造業の分野に関し、第三国の者によつて所有され、又は支配されている日本国の法人であつて日本国において実質的な事業活動を行っていないものの代表者又は被用者

(iii) すべてのサービス分野に関し、第七章の規定による利益が第八十七条の規定に基づいて否認される場合には、第三国の者によつて所有され、又は支配されている日本国の法人の代表者又は被用者

2 1に規定する日本国の自然人については、申請がある場合には、当初の期間として九十日を超えない期間（この期間は、到着の日から一年を超えない期間更新することができる。）、就労許可が付与される。

ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準を満たしていることを条件とする。

第四節 自由職業サービスに従事する日本国の自然人

自由職業サービスに従事する日本国の自然人については、約束しない。

第五節 タイにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知

識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする業務活動に従事する日

本国の自然人

1 次に掲げる小分野に関し、タイにある法人との間の雇用契約に基づいて雇用されている日本国の自然人であつて、非移民査証を所持するものについては、当初の期間として九十日を超えない期間又は雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的な滞在が許可されるものとし、申請がある場合には、当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

(a) 電子計算機の機械設備の設置に関連する相談サービス（中央生産物分類 八四一〇〇）

(b) ソフトウェア実行サービス（中央生産物分類 八四二一〇、八四二二〇、八四二三〇、八四二四〇、

八四二五〇)

(c) データの処理サービス（公衆電気通信網を通じて提供されるものを除く。）（中央生産物分類 八四三二〇、八四三三〇、八四三三〇、八四三九〇）

(d) データベース・サービス（公衆電気通信網を通じて提供されるものを除く。）（中央生産物分類 八四四〇〇）

(e) その他の電子計算機サービス（顧客の従業員に対するソフトウェアの研修サービス）（中央生産物分類 八四九〇〇の一部）

(f) 一般経営相談サービス（中央生産物分類 八六五〇二）

(g) エンジニアリングのサービス（土木サービスを除く。）（中央生産物分類 八六七二一から八六七二七まで、八六七二九）

(h) ホテル宿泊サービス（中央生産物分類 六四一一〇）

(i) 飲食店のサービス（中央生産物分類 六四二一〇）

2 1に規定する法人は、タイの法律に基づいて登記された有限責任の会社であり、タイにおいて実質的な

事業活動に従事し、かつ、外国人被用者一人につき二百万バーツ以上の払込資本を有していなければならない。外国人の総数は、一の会社につき十人を限度とする。

3 この節に規定する特定の約束は、次の条件及び適用がある場合には第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する条件に従う。

(a) 1に規定する日本国の自然人が、第二節の注釈に規定する「専門家」についての要件を満たし、かつ、入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、関連する活動に従事していること。

(b) 1に規定する日本国の自然人が、関連する活動に係る必要な高等教育上の資格及び職業上の経験を有していなければならないこと。

(c) 関連するサービスを提供するため、雇用契約が締結されなければならないこと。ただし、そのような契約の締結により、タイにおいて免許を受けた専門家として活動に従事する権利が与えられるものではない。

第六節 指導員

1 次に掲げる小分野に関し、タイにおいて適正に設立され、及び登記されている教育機関に招請され、又

は雇用されることとなっている日本国の自然人であつて、非移民査証を所持するものについては、当初の期間として到着の日から六箇月を超えない期間又は雇用契約に基づく期間のいずれか短い期間、入国及び一時的な滞在が許可されるものとし、申請がある場合には、当該期間有効な就労許可が付与される。ただし、外国人就労法に基づいて雇用局が定める基準及び出入国管理法に基づいて入国管理局が定める基準を満たしていることを条件とする。

- (a) 国際的な及び国内の学校教育サービス（「成人教育サービス」及び「その他の教育サービス」を除く。）（中央生産物分類 九二一九の一部、九二二一、九二二二）
- (b) 技術及び職業教育サービス（中央生産物分類 九二二三、九二二四）
- (c) 高等教育サービス（中央生産物分類 九二三）
- (d) 専門的な又は短期課程の教育サービス（中央生産物分類 九二四〇）
- (e) その他の教育サービス（中央生産物分類 九二九〇）

2 1に規定する日本国の自然人は、適用がある場合には、そのような自然人を招請し、又は雇用する教育機関及びタイ教育省が定める資格及び経験を有していなければならない。

3 適用がある場合には、第七章の規定に基づくタイの特定の約束に係る表に規定する条件が適用される。

雇用契約は、関連するサービスを提供するために締結されなければならない。ただし、そのような契約の締結により、タイにおいて教育を行うための免許を取得する権利が与えられるものではない。

B 第百十八条の規定に基づく特定の約束

1 就労許可及び査証の申請

雇用者が外国人就労法第八節の規定に基づきタイにおいて就労許可を申請する場合には、査証の申請に係る証明は、必要とされない。日本国の自然人が日本国において就労に関する非移民査証Bを申請する場合には、同節の規定に基づく就労許可の申請に係る証明は、通常必要とされない。

2 査証及び就労許可のための総合窓口の利用

(a) 次の者は、査証及び就労許可のための総合窓口を利用することができる。

(i) タイに三百万バーツ以上に相当する外国通貨を持ち込んでいる支店又は関連機関の日本国の企業内転勤者

(ii) 日本国の自然人であって、タイにおいて実質的な事業活動に従事し、かつ、二百万バーツ以上の払

込資本を有しているタイにおいて登記された公私の機関との間の雇用契約に基づいて雇用されているもの

(iii) 二百万バーツ以上の払込資本を有している日本国の投資家

(b) (a)(i)から(iii)までの区分のいずれかに該当する日本国の自然人は、一時的な滞在許可及び就労許可を取得するため、日本国に随時通報されるタイの書類上の要件を満たさなければならない。

3 所得についての要件

タイは、日本国の自然人に対し、一時的な滞在の延長を許可するための条件として、一箇月当たり五万バーツを超える所得を有することを要求しない。

注釈 この2及び3に規定する金額は、インフレーション又はデフレーションの適切な調整を反映するため、第二百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において必要に応じて見直すことができる。

C 第二百二十一条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

タイは、第二百二十条の規定に基づいて設置される自然人の移動に関する小委員会において、

(a) この協定の効力発生の後三年以内に結論に達することを目的として、滞在を許可するに当たって外国人一人につき四人のタイ人を雇用することに係る出入国の要件について、当該要件を緩和するため日本国と交渉を開始する。

(b) この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、就労許可の発給を一の会社につき最大十人とする人数制限について、当該人数制限を緩和するため日本国と交渉を開始する。

(c) この協定の効力発生の後二年以内に結論に達することを目的として、日本国の公私の機関からタイにある当該機関の支店又は関連機関に転任する意図を有する日本国の自然人に対する要件の水準を緩和する可能性について、日本国と交渉を開始する。

(d) この協定の効力発生の後一年以内に結論に達することを目的として、外国人就労法第七節の規定に基づく労働省に対する通報手続を更に容易にし、かつ、迅速にする可能性について、日本国と交渉を開始する。

注釈 このCのいかなる規定も、追加的な交渉の結果が組み込まれる場合に当該結果がいずれの章に組み込まれるかを予断するものではない。

D 第一部A第五節1(c)(i)に規定するタイ料理人としての技能水準に関する証明書に関する特定
の約束

1 タイは、日本国の要請に基づき、タイ料理人としての技能水準に関する証明書を所持し、かつ、日本国において就労することを希望する者の写真を添付した名簿を外交上の経路を通じて日本国に送付する。

2 タイは、タイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を変更する場合には、外交上の経路を通じて当該変更する要件を事前に日本国に通報する。